



建不第282号  
令和3年5月28日

各関係団体の長様

千葉県国土整備部建設・不動産業課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

令和3年5月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を6月20日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年5月28日の第30回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を6月20日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、隨時見直しを行っていきます。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

令和3年5月28日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部  
TEL 043-223-2630

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年5月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を6月20日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、隨時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

### 2 県における基本的な考え方 《変更なし》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
  - ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
  - ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
  - ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東葛地域※及び千葉市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
  - ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。
- ※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 　　《内容の変更、期間の延長》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ① 県内全域【第24条第9項】

###### ○ 不要不急の外出自粛を徹底～都道府県間の移動は厳に控える～

不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、英国で最初に検出された変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。

混雑している場所や時間をさけて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

###### ○ 基本的な感染対策を徹底～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

###### 「10のポイント」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

###### 「新しい生活様式の実践例」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

###### 「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03\\_5scenes.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf)

## ○ 飲食時の注意 ~昼夜や場所を問わず黙食・少人数で~

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、措置区域（東葛地域※及び千葉市）の飲食店を利用する際は、酒類の持ち込みはしないでください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさのアクリル板等が設置され、混雑していない店選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

## ○ カラオケの利用の際の注意 ~飲食を主としている店舗では利用自粛~

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

## ② 措置区域（東葛地域※及び千葉市）【第31条の6第2項】

### ○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛

東葛地域※及び千葉市においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

期間：令和3年6月30日（水）まで※

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

○ 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては収容定員の50%以内の参加人数とすること。

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

### (3) 事業者の皆様へ

#### ① 県内全域の事業者等の皆様へ

##### 【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- ② 県内の「飲食店※<sup>1</sup>」・「遊興施設※<sup>2</sup>」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）※<sup>2～6</sup>」の皆様へ  
別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。  
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館

協力の要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000m<sup>2</sup>を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。(6月1日から御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。)

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

#### 4 特措法に基づく要請とあわせたお願いについて 《変更なし》

##### ○ イベント主催者の皆様へ

期間：令和3年6月30日（水）まで

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

○ イベントの開催時間は、21時までとしてください。

（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

※ 上記の時間制限の基準は、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

#### 5 その他の事項 《期間の延長》

① 「G o T o イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は6月30日までとされていますが、9月30日まで延長される予定です。

② 「ディスカバーカード」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期限を「令和3年6月30日チェックアウトまで」（現行）を、「令和3年9月30日チェックアウトまで」に延長します。

**【問い合わせ先】**

下記以外

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関すること

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関すること

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関すること（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバーキャンペーンに関すること（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

別表

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

施設の種別 (国の通知による区分)	措置区域 (東京都域※1及び千葉市)以外の区域
「飲食店※2」・「遊興施設※3」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗	<p>法3 1条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul> <p>法2 4条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>
施行令11条施設	<p>法2 4条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) ※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) ※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul>
(I) イベント開催施設	<p>法2 4条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) ※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) ※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul>
(II) イベントを開催する場合がある施設	<p>法2 4条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動施設又は遊技場の一部 ・ 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、テーブルマーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど</li> <li>博物館、美術館など (図書館を除く)</li> </ul> <p>施行令11条施設</p> <p>(III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推進される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売業を営む店舗 (食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、 運動施設又は遊技場の一部 ・ マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど</li> <li>遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く) ・ サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)</li> </ul> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> </ul> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない、 酒類提供を行わない (利用者による酒類の店内持ち込み含む)</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・入数制限等の入場整理 (下表2参照)</li> </ul>

施設の種別 (国の通知による区分)		県内全域
上記以外の施行令11条施設 (I) 幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い	感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令11条施設 (II) 図書館	お願い	感染防止策の徹底、入場者の整理等

- \* 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3 (3) 事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。
- \* 施行令11条施設 (I) イベント関連施設等、(II) イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。
- \*1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市
- \*2 飲食店、喫茶店その他の設備で客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、ティアアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- \*3 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表1 感染防止対策について

○ 徹底した換気を行ってください。
* 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準 (1000ppm) を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
* 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けてください。
○ 人と人との間隔において、アクリル板など、会話により飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
○ 飲食をする場において、「同一グループ内の人ととの間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、極力、全ての座席について飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。
○ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、可能な限り従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
○ 店舗入口及び店内に、「入場する方にはマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促してください。
○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない）をお願いします。
○ 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

○ 施設全体での措置
- 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- 出入口の数の制限、入室制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
○ 動場別の措置
* 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
* 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
* アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する